

平成30年9月定例会 経済委員会（付託）

平成30年9月27日（木）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

来代委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案につきましては、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 平成30年台風第21号に係る農林水産業被害状況等について（資料1）
- 「徳島県経済グローバル化対応基本方針」の骨子（素案）について（資料2）
- 「新とくしま水産創生ビジョン（仮称）」の骨子（案）について（資料3）

川合農林水産部長

この際、3点、御報告をさせていただきます。

まず、お手元にお配りしております資料1でございます。

1点目、平成30年台風第21号に係る農林水産業被害状況等についてでございます。

去る9月4日に本県に上陸いたしました平成30年台風第21号に係る被害につきましては、9月7日の事前委員会で、まずは被害状況の速報として御報告させていただきました。

この度、被害状況の調査が進みましましたので、本日、御報告させていただきます。

台風第21号に係る被害は、9月20日時点で総額約6億4,800万円となっております。

その内訳といたしまして、まず農業被害でございます。農地のけい畔崩壊や農業用ハウスの被覆資材破損等の農業用施設被害が計284か所で約1億6,000万円、なすの果実のすれや、レンコンの葉折れ等の農作物被害が計300ヘクタールで約1億3,500万円、合計といたしまして約2億9,500万円の被害となっております。

次に、林業被害でございます。林道の路肩崩壊や木材加工・流通施設の損壊等の林業用施設被害が計21か所で約1億1,600万円、スギ・ヒノキの倒木被害が3ヘクタールで約100万円、合計としまして約1億1,700万円の被害となっております。

最後に、水産業被害でございます。防波堤等の漁港施設の損壊や漁船の転覆等の水産業用施設被害が計26か所で約2億3,600万円となっております。

県といたしましては、これまでも農業共済組合に対しまして、共済金の早期支払の要請や、JA等の関係団体と連携いたしまして、農作物管理の技術指導等を実施するとともに、災害復旧事業等に速やかに着手できるよう、国の災害査定申請準備を進める等の対応を講じているところでございます。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、被害状況の調査・精査に努めるとともに、農

林水産業の早期復旧に向け、しっかりと取り組んでまいります。

なお、台風第21号による関西国際空港の閉鎖等が心配されたところでございますが、この閉鎖に伴います県内の農林水産関係への影響でございますけれども、本県産の農産物等の輸出品を取り扱う主な事業者10社に聞き取り調査したところ、そのうち2社で、スタチや牛肉に関しまして航空便の振替対応が必要となるといったような影響がございました。

関西国際空港につきましては、先週の21日に、通常運航スケジュールに復旧しているところでございますけれども、今後とも状況をよく見ながら、関係業者に必要な情報を提供してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目でございます。資料2を御覧ください。

「徳島県経済グローバル化対応基本方針」の骨子（素案）についてでございます。

これについては、TPP11、日EU・EPAなどが年明けにも発効すると見通されている報道もある中で、県としてのグローバル化対応方針を策定していこうとするものでございます。

昨日、商工労働観光部から御説明させていただいておりますので、私からは、特に農林水産部関係のところを中心に御説明させていただきます。

この基本方針につきましては、本県農林水産業の基礎を、より強固なものとし競争力を高め、更なる発展を目指していくことを念頭に置きながら守りをしっかり固め、攻めを更に強化し、守りから攻めに転じるという方向性をもって臨みたいと考えています。

具体的には、1、県内産業の競争力強化、2、輸出促進による海外展開の推進、3、インバウンド、訪日外国人観光客の誘客促進、4、輸入食品対策の推進の4本柱で構成していくことを検討しております。

中身といたしまして、まず、1の県内産業の競争力強化につきましては、次代を担う若手や女性など、多様な人材の育成・確保、それから最先端の情報化技術を活用したスマート農林水産業の実装による省力化、生産基盤の整備の推進、6次産業化の更なる推進、サイエンスゾーンを核とした、産学官の連携によります革新的な技術を開発していこうとするオープンイノベーションの創出、ブランド化の促進、2の輸出促進による海外展開の推進につきましては、農林水産物等の輸出実績のあるアジアをはじめ、EU諸国への輸出拡大や新たな市場の開拓、農産物の安全性などに配慮した生産工程管理という意味のGAP、食の安全を確保するための衛生管理手法でありますHACCP、イスラム法によって食べることを許された食品、ハラール等の認証取得の支援による海外展開の推進を図ってまいりたいという点、3のインバウンド誘客の促進につきましては、この度の世界農業遺産の認定を契機とした誘客の促進、4の輸入食品対策の推進につきましては、輸入食品の増加に対応するための食品安全に関する情報提供などによる食の安全・安心の確保などの項目や要素を盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

今後は、農林水産審議会や、議会での御論議、そしてパブリックコメントの御意見等を踏まえながら検討を進め、TPP11や日EU・EPAの発効時期を一つの目途としながら、その他の日本を巡る国際情勢の動向にも十分留意しつつ、基本方針の策定に向けた作業を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、報告の3点目でございます。資料3をお願いいたします。

「新とくしま水産創生ビジョン（仮称）」の骨子案についてでございます。

本県水産業をもうかる産業へと発展させるために、平成27年度に策定した「とくしま水産創生ビジョン」の計画期間が今年度で最終年度となることから、新たなビジョンの策定について検討しているところでございます。

このことに関連いたしまして、去る9月14日、漁業者や有識者の皆様で構成される検討委員会を開催いたしまして、今後の水産行政の施策の方向性についての議論を始めていただいたところでございます。

資料の3の新ビジョンの構成についてでございますが、（1）に記載のとおり、水産業の成長産業化の実感を理念として掲げることとしております。

具体的な考え方といたしましては、（2）に示すように、理念実現の具現化に向け、担い手づくり、産地づくり、活力ある浜づくりの三つの施策展開の基本方向を設定するとともに、得られた成果のレベルアップとまた種の花を開かせる施策の展開、環境変化を的確に捉えた新たな視点での推進施策の追加、漁業者が安心して操業できる環境づくりや消費者の安全・安心につながる水産物供給体制づくりの推進といたしております。

また、現場の声を反映させるため、（3）に示すように、若手漁業者、流通・販売業者などの皆様で構成するタスクフォース、作業チームの開催などを通じた意見聴取を実施したところでございます。

施策体系につきましては、（4）の図でお示しするとおりですが、これらの全体像を2ページ目にお示しするとともに、三つの施策展開の基本方向ごとの推進施策案の詳細は3ページ目以降にお示ししております。

大きな三つの柱、浜を支える意欲ある担い手づくり、マーケティングを意識した産地づくり、安全・安心で活力ある浜づくりといった大きな柱立てのもとに検討を進めてまいりたいと思っております。

今後、関係者の皆様から、御意見、御提言を賜るとともに、策定の節目には、県議会に御報告させていただいて、御論議をお願いし、本年度内に新たなビジョンを策定してまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

来代委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

井川委員

まず私の質問に入る前に、先ほど控室で委員長とも、ちょっと打合せをしていたところなのですが、インバウンドはいいのですけれど、よく徳島県で使われておりますタスクフォースから始まって、BCPとか、日本語に直したら長ったらしくて、なかなか文章を作りにくいのかも分からないのだけれど、HACCP、EU、EPA、TPP、これも仕方がないんでしょうけど、農林水産といたら国の根幹というか、食は国の根幹でありますし、日本を支える第一次産業の一つであります。その委員会ですから、もう少しロー

マ字でなくて、日本語で分かりやすく。文章にしたら横文字を入れたほうが分かりやすいし、我々がそっちに付いていかなければいけないのかも分からないのだけど、もう少し分かりやすい日本語で書いていただけるようなものがないのかなと思うんだけど。最初に部長、一言。

川合農林水産部長

井川委員からの御提案でございます。委員からもお話を頂きましたように、中身をよく検討して、当然のことながら関係の皆様方、県民の皆様方によく御理解を頂きながら、一丸となって施策を進めていくことが非常に重要であるというふうに認識をいたしております。

ただいま、委員からも御指摘を頂きました点についても、よく踏まえながら、今後の検討作業、表現といったものを気を付けてまいりたいと思います。

井川委員

我々が横文字に付いていかなければいけないのかも分かりませんので、我々も最大限の努力をしますが、是非ともよろしく願いいたします。

それでは質問させていただきます。

この前の本会議で代表質問させていただいたんですが、これも横文字ですが、グローバル化、国際化していく中で、いろんな条約も結ばなければいけない、しなくてはいけないいろいろなものの中で、どうしてもし寄せが農林水産業にくると思うんです。

農業だけに限っているわけではないのですが、後継者不足です。お米を食べないですよ、コンビニのおにぎりは食べても家で御飯をお茶わんについて食べる人が減ってきたのかも分かりません。消費の低迷とか、いろいろな課題を抱えておりまして、非常に農林水産業も厳しい状態にはあると思います。

T P P 11や日 E U ・ E P Aの発効が次第に近づいておりまして、農林水産業の活性化を図り、こうしたグローバル化の動きに対応していくことは、本県にとっても喫緊の課題であると思います。

私の質問の知事のお答えの中で、守りを固めつつ攻めを強化し、守りから攻めに転じていくと。おっしゃっていることはそのとおりでございようけど、もうちょっと具体的な話をお聞かせいただけないかなと思うところがあります。

もうからない仕事は、親としても息子に継げとも言えないし、なかなか後継者も育てこないというのは、それはもう当然の話なのでありますが、何とか農林水産業の所得向上を図っていただいて、環境を整えていただきたいと思います。さっき言いました知事の言葉であります、守りを固めるということは、これは具体的にどういうことをおっしゃったのか教えていただきたいと思います。

小原農林水産政策課政策調査幹

井川委員より守りを固めるための対策について、御質問を頂戴したところでございます。

本県におきましては、これまでも攻めの農林水産業に転換するために、まずは守りと

ということで、持続可能な産地づくりに向けました農林水産業の競争力、体質を強化するための高性能な省力化機械の導入等による経営構造の改善でありますとか、また、県の大半を占めます中山間地域の生産基盤や生活環境の整備，地域の農林水産業を守る担い手の支援や育成・確保に向けた徳島県農林水産業未来創造基金を活用した担い手の皆さんの取組への支援，さらには，人材の育成策として，農業大学校への専門コースの設置や林業・漁業アカデミーの開講などに取り組んできたところでございます。

新たな基本方針の策定に当たりましては，そうした今までの地道な取組を，更に充実強化し継続してだけでなく，これまでの取組の成果を生かしまして，充実強化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

具体的には，（１）県内産業競争力強化の次代を担う多様な人材の育成・確保におきましては，これまでの農業大学校や漁業アカデミーに加えまして，徳島大学との連携による専門学校から農業大学校，徳島大学へと至るいろんな農業人材の育成のシステムによる担い手の確保，新たに農林水産総合技術支援センター内に設けました六次産業化研究施設や木材利用創造センターの林業人材育成棟などを活用した，更なる人材育成・確保対策の充実強化を図るとともに，ＩｏＴやＡＩなどの最先端技術を活用した農林水産業の普及を通じました農作業の省力化や効率化を更に進めますとともに，農地の集積やほ場整備による生産基盤の整備による規模の拡大による経営基盤の強化など，従来の守りの取組の継続はもとより，これまでに取り組んできた成果を生かしまして，更に効果を高めてまいりたいと，多様な対策にしたいというふうに考えております。

引き続き，守りをしっかり固め，輸出促進による海外展開の推進という攻めへと転じるための方針をしっかりと確定してまいりたいと考えております。

井川委員

まずは，守りをしっかり固めていくということで，いろんなことを言っていただきましたが，絵に描いた餅にならないように，しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

農林水産業に従事する若い方が，農業やりたいなと夢をもって農業に取り組んでいけるように，しっかりと基盤固めというか，応援していただきたいと思えます。

代表質問でも言いましたが，ＴＰＰ１１とか日ＥＵ・ＥＰＡ，それに加えて，昨今では，日本や中国，インド，東南アジア１６か国による，ＲＣＥＰなんていうのも進んでおると聞いております。こうした中で，速やかに基本方針を策定する必要があると思えますが，策定の目標時期について県はどのように考えておりますか。

小原農林水産政策課政策調査幹

ただいま，基本方針の策定期限についての御質問を頂戴したところでございます。

基本方針の策定に当たりましては，間近に迫っておりますＴＰＰ１１や日ＥＵ・ＥＰＡ，こうした協定の発効の時期を見据えるとともに，ＲＣＥＰ等の，その他の経済圏の経済の動きなど，今国際情勢がダイナミックに動いておりまして，そういった動きも注視していく必要があるかと考えております。しかしながら，委員のお話にもございましたように，後継者不足とか，そうした農業を取り巻くいろんな課題も非常に深刻さを増しておりまして，速やかな対応が必要と考えているところでもございます。

まず現時点では、TPP11や日EU・EPAの協定発効の時期が具体的には定まっておりませんが、マスコミ等の報道によりますと年度内とも言われておるところでございます。発効時期に遅れることなく、速やかに対応できるように、こうした時期を目途に速やかに策定作業を進めてまいりたいと考えております。

どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。

井川委員

グローバルというか経済の中のことですから、もうかるものもあれば、もうからないものもある。それは仕方がない。トータルで日本がもうかれればいいという考えかも分からないのですが、農業というのは本当に大切な産業でありますし、アフリカなんかはばく大に人口が増えております。アジアでもそうであります。日本はたまたま減っておりますが、食料危機がいつあってもおかしくないと思います。やっぱり自国で食べていけるような、そういう基本方針の下で、やっていっていただきたいと思っているところであります。

その中で、いろいろと基金を使ってやっていますし、若者や女性などが興味を持って取り組んでくれている事例もたくさんあると思います。新しく若者に農業をしたいなど思わせるためには、そういうところで見学をするとか、いろんな新しいモデルケースなんかを見ていただいて、知っていただいて、成功事例も分かってもらって、自信を付けて農林水産業にこれから頑張ってもらいたいというところであります。

徳島県農林水産業未来創造基金を使って、前向きな取組や支援を行ってこられたと聞いておりますが、若者らに農林水産業に興味を抱かせて、参入してみたいという気持ちを起こさせるような成功事例や新たなモデルケースを創出するための新たな取組を検討してはどうかと思うんですが、どうでしょうか。

吉田農林水産政策課長

ただいま、徳島県農林水産業未来創造基金におきまして、若者や女性の方々のやる気を起こさせるようなモデルケースなどを創出する取組を検討してはどうかとの御質問を頂戴いたしました。

正に委員お話しのように、新たな担い手の確保を図り、本県農林水産業の担い手不足等に歯止めを掛けるためには、将来の農林水産業を担う若い方々や女性の皆様方に、まずは農林水産業に関心を持っていただけるような基金の形、基金の運営なり、そういったものを検討する必要があると認識をしております。例えば基金の運営に若者の方々に参画していただいたり、意見を頂戴できるような仕組みなども工夫をするべく検討してまいりたいと考えております。

井川委員

TPP11とかRCEPとかいろいろあるんですが、逆にこれを契機に徳島の農業の底力を付けていっていただきたい。やっぱり底力を付けて攻めていくと、そういう形にもっていかないといけないと思いますので、農林水産部はこれから大変かと思いますが、よろしくをお願いいたします。

達田委員

今、資料を頂きましたので、関連しましてお尋ねしておきたいことがございます。

TPP11などに関してなんですけれども、事前委員会でも申し上げましたように、数字をみただけで、農林水産業が非常にたたかれるということは明らかなんですよね。

それで、TPP11がTPPよりも深刻なダメージを日本の農業にもたらす危険があるということはずっと言われております。また、トランプ大統領と安倍首相が会談もしておりますけれども、二国間協議の中で、もっともっと輸入せよということも言われるだろうということで、ますます厳しい状況が想定されるわけです。今、農家をたたいてたたいて起き上がれないようにしておいて、そして頑張る農業、頑張れと言っているような感じがしてならないわけなんですけれども、県はこのことをどのようにお考えでしょうか。

小原農林水産政策課政策調査幹

グローバル化の動き等の中で、農家が置かれている厳しい状況についての県の考えということでございます。

今の委員のお話にもありましたように、様々な国際情勢の動きがある中で、農家におきましては、従来からの課題に加えて、グローバル化の動きという大きなうねりの中に置かれているという状況については認識しております。そうした中で、いずれにいたしましてもTPPといった動きはあるものの、これまでの課題、後継者不足とかそういったものが、いろいろございます。まずは喫緊の課題に取り組むというのが重要かと考えております。そうしたいろんな動きの中で勝ち残っていけるように足腰の強い持続可能な産業とするために様々な体質強化策等を早急に進めていけるよう、今後とも頑張ってもらいたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

達田委員

いろいろな対策をしないよりはましなんですけれども、対策をしなければならぬ状況にもっていくということ自体がおかしいということで、何か月前でしょうか、TPP断固反対ということで自民党さんのポスターにも書いておりました。どれだけ被害があるかということが十分に分かっているからこそ、書かれていたと思うんです。

それと1点だけ、お尋ねをいたします。

輸出促進による海外展開の推進ということで、日本の農産物をどんどん輸出をしましょうということなんですけど、今、日本の農業の自給率40%を切りまして38%程度に落ち込んでいる。自給率を回復させることこそ大事であって、海外へ海外へというのは、ちょっと話が飛んでいると思うんですけども、その点、県はどのようにお考えでしょうか。県内で自給率回復のために頑張るべきじゃないでしょうか。

小原農林水産政策課政策調査幹

達田委員より海外の展開も重要であるが、食料自給率の向上等についても努めるべきでないかとの御質問を頂戴したところでございます。

まず、食料自給率の向上というのが重要であることは言うまでもなく、足腰の強い農林水産業の育成と成長産業化というのは、本県の非常に重要な課題と認識しているところで

ございます。

また、輸出促進についても今後、人口減少等による国内市場が圧縮される中で、海外とか県外に向けて広く打って出ることは、極めて重要と考えております。そうしたことをバランスを取りながら、しっかりと施策の展開を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

達田委員

この前、徳島新聞でも報道されておりましたけれども、国営吉野川下流域農地防災事業と、報道されておりましたが那賀川農地防災事業、二つの大きな事業が県内では進められておりますので、このことについてお尋ねをしたいと思っております。

私も、新聞の報道の範囲でしか十分分からないところもございますので、これを基にまず国営吉野川下流域農地防災事業のほうからお尋ねしたいと思っております。

1991年度、平成3年度から進めてきた主要工事が当初予定の2002年度、平成14年度に完成予定だったけれども、16年遅れて今年度末に完成予定ということなんです。当初は550億円で2002年度に完成する予定だったんですけれども、これが途中で743億円になり、そして今度は2006年度に完成しますということをしていましたよね。次々と工期が延びてきて、事業費も増え続けるということで、私たちはこうした事業をダラダラといつまでも続けるべきではない。そしてお金がどんどん投入されていく、そういうふうなやり方は改めるべきではないかということずっと指摘をしてきたんですけれども、この事業費が当初予定の2.8倍、1,562億円ということで約1,000億円も増えているわけです。この事業費の内訳、県とか国とか市とかあると思うんですけども、内訳はどうなっているのでしょうか。

森脇水産基盤・国営担当室長

達田委員から御質問のありました県負担割合の話ですけれども、平成29年度末までの県費負担というところでお答えさせていただけたらと思うんですけども、吉野川下流地区につきましては243億5,000万円となっております。

達田委員

これだけのお金を掛けて、当初から事業が大幅に遅れてきているわけなんです。取水口が二つあるということで、柿原取水口と上板町の第十取水口ということで、柿原取水口からの幹線はほぼ完成をしていますが、水が届くようになったのは幹線水路の計画受益面積の3,663ヘクタールのうち2,191ヘクタール。また幹線から農地に水を引く配管、水路ができていない地域があるということで、この残りがどうなるのか。それからもう一つは、第十取水口も本年度末に完成をするということで、2019年度からは試験通水の水が届く所があるということなんですけども、これも届かない所もありますということです。ですから、この事業に関して、残りの地域に水が届くようになるのは、どういうふうになっているのでしょうか。

森脇水産基盤・国営担当室長

達田委員から御質問がありましたことにつきまして、吉野川下流域地区の関連事業の今後の見通しについての質問かと思えます。

国営吉野川下流域地区の関連事業につきましては、受益面積約5,200ヘクタールのうち52地区が計画されております。そのうち27地区が既に完了しまして、現在5地区で事業実施中でございます。現在、実施中を合わせた面積は約3,100ヘクタールとなります。実施中の地区におきましては、早期完了に向け、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

また、現在事業化されていない20地区につきましては、それぞれの地域における課題を洗い出し、解決に向け取り組むとともに、既に通水が開始された先進地区における利便性の向上とか水質改善といった事例紹介はもちろん、現地見学なども行い、機運を盛り上げるなど早期事業化に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

非常に遅れている、早く完了に向けていくべきであると思うんですけども、それに伴って、支線、田んぼに水が来るようになりますと、農家負担というのが必要なんじゃないかということで、これまでもいろいろと心配をされてきたわけです。一番最初に事業を始めるときに役員さんが印鑑を取って回りました。そのときの方が、もう既にお亡くなりになって、次の代の方が田んぼをしている。それも何とか兼業農家でやっているんですというようなことをお聞きするんです。細々やっていて、水が来るのはいいのだけでも、お金をたくさん払わないといけないのではないだろうかというような御心配をよくお聞きいたします。そこで、農家負担というのが軽減がされるような工夫といいますか、方策が取られているのかどうかお尋ねしたいと思えます。

森脇水産基盤・国営担当室長

達田委員から関連事業の受益者負担軽減の質問かと思えます。

吉野川下流域地区では、国営事業により幹線水路を整備し、末端は県営事業とか団体事業によりまして農業用水をパイプライン化する計画となっております。

これら関連事業につきましては、先ほど達田委員からありましたように農家負担が必要であるということで、事業化に向けて合意形成にかなりの時間を要しているところがございます。そうした中で平成29年度から一定の要件を満たせば農家負担を伴わず、ほ場整備が実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業が創設され、県内各地で説明会を実施しているところでございます。

県としましても、国営事業の効果発現区域の拡大はもちろんのこと、持続可能な農業を実現していくために、関係機関としっかりと連携しまして、農家負担が軽減できるようあらゆる制度を視野に入れまして、関連事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

一番最初に賛同を得た方、いわゆる受益農家の戸数というのが、どことも減っていつているということなんですが、計画当初と今とだったらどれぐらい戸数が変わっているんで

しょうか。

森脇水産基盤・国営担当室長

吉野川下流域地区の平成4年度当初の法手続の戸数と最新の平成16年度の計画変更時点の戸数はどうなっているかとの御質問かと思えます。当初は9,008人というところで法手続しております。平成16年度、計画変更時点ですと8,969人というところで法手続をしております。

達田委員

今、県のホームページで国営総合農地防災事業が吉野川下流域地区と那賀川下流域地区と書かれていて、私も、ホームページで見る程度の情報しかなかなか持ち合わせがないんですけども、8,969戸というのは、現在の計画変更された数字ということだと思えます。それでどんどんと情勢が変わって、農家の跡継ぎがない状況で、何を作っても、もうからないというようなことで意欲をなくしてやめられる方、また、その他のいろんな事情で農業ができなくなっている方も多いと思えます。そういう場合に今、頑張って農業を続けている方に大きな負担がきたのでは本当に困ると思えますけども、先ほどおっしゃったように農家負担が要らない方法でできるだけ進めていくということなんですよ。それが残っている全ての地域に、そういうふうなことがされるのかどうか。その点の見通しは、どうでしょうか。

森脇水産基盤・国営担当室長

達田委員の質問は、今後の県の受益者負担軽減対策についてのことと思えます。先ほど言いましたように県としましては、国営事業の効果発現区域の拡大はもちろん、持続可能な農業を実現していくために関係機関としっかりと連携して、農家負担の軽減ができるような制度を模索しながら、関連事業の推進に取り組んでいきたいというところで考えていますので、御理解を頂けたらと思えます。

達田委員

2009年度に国が方針を変更して、2021年度までには、国が地元負担分を拠出することにして、各地域に整備を促しているということに進んでいると思えます。それにしましても期限が切られているのかどうか、期限内に行わないと駄目なのか、そうするとものすごくスピードアップしていかないとできないんじゃないかと思えますけれども、それは、大丈夫なんでしょうか。

森脇水産基盤・国営担当室長

達田委員から事業が一定期間でいろいろ変わったというところの御心配と期限があるのかという御質問かと思えます。申請事業なので農家負担が伴うというところなので、効果発現ができるようあらゆる制度を視野に入れて、進めていけたらと考えておりますので、よろしくお願ひします。

達田委員

できるだけ農家さんの負担が少ない方法で、事業費がこれ以上膨らむことがないように是非、お願いしたいと思います。

それでもう一つ的那賀川地区のほうなんですけれども、那賀川農地防災事業に関しましては、途中見直しが行われまして当初の計画では取水堰の頭首工を造るとかいろいろな大きな工事が予定されていたのですが、そういうものを見直して、パイプラインも大幅に見直して、今ある水路を整備していくというような方式に変わっているということなんですけれども、現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

森脇水産基盤・国営担当室長

那賀川地区の進捗状況の質問かと思えます。那賀川下流地域におきまして、農業用水の水質保全や機能低下した農業用水施設の機能回復による災害の未然防止を図るため、幹線水路や取水堰の補修を進めております。関係市町としましては阿南市と小松島市、受益面積約3,000ヘクタールで、取水堰、支線路18キロメートル、総事業費456億円で平成8年度から平成33年度完了に向けて事業をやっているところです。進捗状況につきましては、平成29年度末で事業費ベースで約63%を実施しているところです。

達田委員

幹線につきましては、ほとんどできましたということだと思うんですけれども、那賀川のほうもパイプではないにしても、今ある水路を整備して漏水もなくしていくという工事をして。農家の皆さんが一番望んでいたのは、どこもそうだと思いますけれども、汚い水じゃなくて、きれいな水を農業用水として使いたいというのが一番だと思うのです。こういう状況で、きれいな水が末端まで届きますと。

今の田んぼに水が来ているんですけれども、これがきれいな水になって届くのは、最終いつになるのでしょうか。

森脇水産基盤・国営担当室長

達田議員から那賀川地区の関連事業の今後の見通しについての御質問かと思えます。国営那賀川地区の関連事業につきましては、受益面積約3,000ヘクタールのうち23地区が計画されております。そのうち、11地区が既に完了しております。現在8地区で事業を実施中でございます。実施中の地区につきましては、早期完了に向け鋭意取り組んでまいりたいと思えます。

また、現在事業化されてない4地区につきましては、それぞれの地区において課題を洗い出し解決に向け取り組むとともに、既に通水が開始された先進地区におけます漏水の防止、管理労力の軽減等の事例の紹介はもちろんのこと、現地見学とか機運を盛り上げるなどをし、早期事業化に向けて取り組んでまいりたいと思えます。

達田委員

先日、ある地域では農家の負担がなくて事業ができますということで説明も受けたというお話もお伺いしました。

そうであれば皆さんがまとまってやっていく必要があるということなんだそうですけれども、まだまだ、そういうところがたくさんあるということなんです。最終、地区ごとに計画を立てて、事業を進めていって終わるのはいつ頃なんだろうということをお尋ねしたいんです。

森脇水産基盤・国営担当室長

達田委員から事業化されてない4地区について、いつ終わるかという御質問かと思えます。先ほど言いましたように、これから現地見学とか事業化に向けて説明を進めているところです。現在、着手に向けて鋭意努力しておりますので、御理解いただけたらと思えます。

達田委員

進めていっているということなんですが、残りの支線につきましては、県営であるとか団体営であるとか、国営ではなくそういうふうになってきますので県の負担というのが、またかなり大きくなってくるんじゃないかと思うんです。最終出来上がるまでに、県費はどのぐらい要ると見積もっておられるのでしょうか。

森脇水産基盤・国営担当室長

今、達田委員から御質問がありました件につきまして、国営総合農地防災事業の那賀川地区の平成29年度末の県負担額というところでお答えさせていただけたらと思えます。那賀川地区につきましては、現在29年度末で38億1,700万円の県費の負担でございます。

達田委員

大きな金を掛けて整備をしていくということですから、最終的にこの事業の当初の目的がちゃんと実現できて、そしてきれいな水が届いておいしいお米が取れる、野菜が取れるというような状況になるように早く進めていただきたいと思います。

T P P等に関連してなんですけれども、せっかくこうやって一生懸命お金を掛けて作りましたが、いろんな整備をしましたということになりまして、きれいな水が来るようになったが、跡継ぎがないというのでは、何にもならないと思うんです。ですから、後継者の方が意欲を持って農業に取り組めるということ、大きな事業を進めるとともにやっていく必要があるんじゃないかと私は思うんです。

それに関連してお尋ねをしたいんですけれども、来年度から国際連合の家族農業の10年というのがスタートいたします。

そして、この国際連合の家族農業の10年というのは世界でも日本でも大規模農業が行われているオーストラリアとかアメリカでも家族農業が中心ということが言われているんです。そこを守るということが、世界の食料の需給を安定していくことが大事だということで国連が決めてやるということなんですけれども、県として国際連合の家族農業の10年の取組について、県として何か計画をされているのでしょうか。

小原農林水産政策課政策調査幹

ただいま、達田委員のほうから国際連合の家族農業10年に関する県の取組等について御質問を頂戴したところでございます。

委員からお話を頂きました国際家族農業年は国連が家族農業、小規模農業が持続可能な食料生産の基盤として、世界の食料安全保障の確保と貧困の撲滅に大きな役割を果たしていることを周知することを目的として、行われるものと認識をしておるところでございます。

また、本県の農林水産業におきましても、その多くが比較的規模の小さい農家さんが多いということございまして、農業生産を支える重要な役割を担っているというのも現状でございます。また、中山間地域の農村部において豊かな自然でありますとか、食文化を支えてこられたところでございます。

県といたしましては、こうした小規模農家さんについて、農業経営の支援とかをこれまでも実施してきたところでございますけれども、引き続き、農業所得の向上や地域の活性化等にも注力してまいりたいと考えております。どうぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

達田委員

今、県内の農家を見ていまして、ものすごく大規模でやっていますというのものもあるが、ほとんどの方が家族農業なんです。それで、家族農業と言いましても、ほとんどのお父さんは仕事に行っている、お母さんが仕事しているという家庭もまだまだ多いわけなんです。そういう中で今、国が進めているのは、企業の農業参入を国策として進めていくということで、大規模大規模と集約集約ということが言われているわけなんです。そうではなくて、家族農業を大切にしましょうと。それを国連が取り上げて、これから10年間、2019年から2028年まで振興策をしていこうということは、とても意義あることだと思う。大きな転換だと思うんです。

これまで、国連もこういうことは言ってなかったんだけど、家族農業に目を向けて振興させていくんだというふうになってきているわけなんです。世界的ないろんな食料危機があるんじゃないかと思うんですけども、徳島県が先頭に立って、農産物の生産県ですから、頑張っって先頭に立ってやっていくべきじゃないか、何か打ち上げていくべきじゃないかなと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

小原農林水産政策課政策調査幹

ただいま、達田委員より小規模農家に特化した政策の推進を行うべきではないかとの御質問を頂戴したところでございます。

委員のお話にもありましたが、昨今、企業の農業参入でありますとか、また農家の経営規模の拡大等の形で、様々な規模の農家さんが県内にも存在しておるということも実態でございます。ただ、一方で小規模農家が多いというのも実状でございます。

県といたしましては、こういったいろんな段階の農家さんがいらっしゃるわけですが、それぞれの段階に応じた支援に努めているところでございまして、引き続き地域に応じた実状でありますとか、また農家の形態に合わせたきめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたしま

す。

達田委員

最後にお尋ねしておきます。日本では今、97%が家族農業ということなんですよ。また1ヘクタール未満というのが54%、5ヘクタール未満まで含めると93%。かなり大きな田んぼを持っていても家族農業でやっていて97%ですので。徳島県の状況というのは、今どういう状況か分かりましたらお聞きしたいです。

小原農林水産政策課政策調査幹

ただいま、達田委員より小規模農家の県内の状況ということの御質問を頂戴したところでございます。手持ちの資料の範囲でお答えをさせていただきます。私どもが入手した農業経営体数ということで、県内約1万8,513経営体でございますけれども、およそ1ヘクタール未満の小規模経営体数の占める割合としましては68.2%という平成27年度の農林業センサスの統計での数値というふうには認識をしておるところでございます。

達田委員

世界を持続可能にするという大きな目標をもって、この振興策を是非打ち上げていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

寺井委員

今、達田委員からいろいろ農業の批判があるのかなと思ったら、応援をして農家のためにいろんな計画を進めてくれというようなお話かなと思って、有り難いことを言ってくれるなと思ったところでございます。農業は国の源でありますし、本当に時を越えて壮大な計画のもとに吉野川下流域も含めて事業がなされていると思います。

私も、たばこの関係で全国を回るわけでございますけれども、例えば愛知県を例に取りますと愛知用水みたいなものが渥美半島まで水が行っているわけです。渥美半島に農業が盛んという根本的な部分があるわけで、スプリンクラーで水が舞い、そして、電照菊をはじめ、メロンであったり、キャベツであったり、タバコであったりすばらしい農業の経営ができておる。これは、水があるからですよ。ほかの地域でも同じようなことが言えるわけです。我々も吉野川北岸に関連しておるわけでございますけれども、私は下流域を含めて新しい第2の吉野川が出来ているんだと思っている。

これから農業をやっていく人たちが、今は厳しい世界もありますけれども、将来、新しい感覚で食料の自給を含めて頑張っていく中で、大きな計画で農業ができるよう、是非、時を越えても金を掛けて、金がいっぱい要ってでもというのは語弊がありますが、大きな金を掛けて防災や塩害等々のことを含めて守っていただきたいなと強くお願いしておきます。

私も実は吉野川北岸に関係をしておるわけでございますけれども、今年、特にここ二、三年の夏場が非常に厳しい。特に今年は非常に厳しい気温であったわけでございまして、旧土成町の人たちは、昔は水が余りなくて、いよいよのときは土瓶に水を入れて稲に水をやったというお話があるわけでございます。昔は、「月夜でもひばりの足がやけどをす

る」と言われた所でございます。宮川内谷川系統の扇状地の地域でお米が作れなかったという思いがあります。

その中で、すばらしい北岸用水が出来ておりまして、こんな用水がよく出来たものだというお年寄りの声がたくさんあるわけです。本当に有り難いなと思っておるわけでございますけれども、それが作り始めてもう30年が経過しております。

今、調査をしているわけでございますけれども、その中で新規事業というような格好でやっておるわけでございます。県にいろいろお世話にならなければいけないのかなと思うわけでございますけれども、皆さんに知っておいてほしいなという意味からも、この内容についてお聞かせ願いたいと思います。

森脇水産基盤・国営担当室長

寺井委員から、国が現在調査を実施している内容についての御質問かと思えます。

吉野川北岸用水は、吉野川総合開発計画の一環としまして、農林水産省により昭和46年から平成元年にかけ建設された三好市から板野町までの約5,900ヘクタールの農地を受益としまして総延長69キロメートルに及ぶ水路を整備しております。

建設から30年がたちまして、老朽化の進行や水需要の変化といった様々な問題点も表面化していましたところ、地元の意向を受けまして県が申請しまして、平成27年度より国が事業主体となり国費100%の地区調査を実施中でございます。

国は、現地調査はもちろんのこと、吉野川北岸土地改良区をはじめとする農家の皆様方から御意見の聞き取りをしております。

この結果、農家への時間給水や隔日給水、土地改良区は24時間体制の通水管理など不慣れた水使いが強いられているところでございます。また、破損や漏水、機器の不具合といった施設の老朽化が進行している。加えて、切迫する南海トラフの巨大地震、施設に横たわる中央構造線活断層を震源とする直下型地震などの地震への備えが必要といったところの三つの課題が明らかになってきているところでございます。

寺井委員

正に今、お話をされたとおりでございまして、30年が過ぎた中でそれぞれの施設と申しますか、排水管等々がひび割れがあったりしておるところでございます。

特に、住居がたくさん密集している所の近くに施設が埋設されておるようなことも含めまして、これから起こるだろうと言われていた南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震等々の被害が出るようなことがあれば、水の災害を受ける心配をしておるところでございます。この事業を進めなければいけないなと思っておるところでございます。この課題に対してどういう施策を行っていくのかをお聞きしたいと思います。

板東生産基盤課長

ただいま、寺井委員から、三つの課題に対してどのような対策を取っていくのかという御質問でございます。

一つ目の用水対策としましては、早期米の増加や営農形態の変化に伴いまして日中は用水不足に陥る反面、夜間は大半を河川に放流するという事情を解消するために、夜間に放

流する水を昼間に使えるようにするための調整池の拡張を行うなど、調整容量を増強させるという対応を行ってまいります。

老朽化対策としましては、壊れたら交換する部品がなくなりまして修理することができないという中央管理所の操作盤をはじめとした電気機器の不具合による水管理への支障を回避するため、約200か所に及ぶゲートやバルブといった機器の更新を行っていきたい。

それから耐震対策としましては地震時に取水を停止したり、速やかに水路内の排水を行う緊急に操作が求められる池田取水工や曾江谷放水口など、さらには、大規模な二次災害が危惧される高速道路や河川の横断部、委員からお話がありましたように、民家が隣接する箇所などがありますので、これらの耐震化などについて、現在国のほうが調査を進めておりまして計画の策定に向け作業を行っているという状況でございます。

寺井委員

本当に前向きでいろいろなことを想定していただいて対策を実施していただけるようになっていくのかなと思っておるところでございます。

先ほども言いましたように、時代を越えてこの施設がずっと受け継がれていかなければならないと私は強く思っておるところでございます。阿波の北方、年間雨量が1,000ミリメートル以下というような場所でございます。本当に水の尊さというか有り難さをよく分かっている中で、徳島県の農産物の4割以上を阿波の北方で生産をしておるわけでございます。下流域も含めて第2の吉野川として、そして農家の皆さん方がそれを使って営農ができていく世界を是非、作り上げていただきたいなと思っておるところでございますので、御理解の上、御協力を頂きたいと思っております。

もう1点、先ほども達田委員からお話があったわけでございますけれども、農産物の輸出ということでございます。

実は先日、安倍首相が自民党の大会にお越しになって、御挨拶の中で輸出が非常に有望で4,500億円ぐらいだったのが今はもう8,100億円を超えて1兆円近くになっておるといようなお話がございました。本県もスタチやユズ、お米の輸出が始まっているわけでございますけれども、これからの輸出戦略、農家も少なくなってくるとロットがどうなるのかとか、持続していくためにはどうするかというようなこともいろいろあると思うんですけれども、その戦略についてお伺いをしたいと思っております。

山本輸出・六次化推進室長

寺井委員から本県の輸出に関する御質問を頂きました。

本県ではとくしま農林水産物等海外輸出戦略という戦略を立てておりまして、これに基づいて農林水産物や加工品の輸出促進に取り組んでいるところでございます。

戦略の一つの目標といたしまして、輸出金額というのを立てておりますが、平成30年度の目標11億円と立てておりましたが、これを前倒しするという意気込みで取り組んできた結果、平成29年度の農林水産物等の輸出金額が11.3億円ということで目標を達成することができました。

主な取組といたしましては4点ほどございまして、まず一つ目として輸出に取り組む生産者や事業者に対する輸出の具体的なサポート、二つ目が海外で開催されます食品見本市

への出展支援、三つ目が輸出業者や小売バイヤー等を招へいした事業者向けの商談会の実施、こういうところできっちり結び付きを作っていこうと考えております。

また四つ目としまして海外の小売店やレストランでの徳島フェアの開催ということで県産品の魅力を広くプロモーションを通じて発信しているところでございます。

具体的な取組といたしましては、先ほど委員のお言葉にもありましたが、平成26年度より輸出をしております、ユズを中心とするEU向けカンキツにつきましては、EUでの一層の需要開拓のために、有名シェフを本県に招へいして現場を見ていただいたり、EUのレストランで、こうしたシェフを集めた食材会などを実施することによってブランディングを進めているところでございます。

その結果、ユズにつきましては、現地の卸売業者やレストランから高い評価を頂いております。約2.7トンの輸出を果たしております。

また、スタチにつきましても、今年度から本格輸出に向けて進めております。EUの有名シェフを招へいいたしました産地体感ツアーを実施いたしまして、有名シェフへのアプローチによるブランディング、業務需要の獲得を積極的に進めているところでございます。

寺井委員

少しずつでも農家の皆さん方が夢を持って農業をやっていく。例えば国内だけの消費ではなくて海外での消費を狙う、非常に有り難いことでございますし、徳島ならではの世界をきっちりサポートしていただいて、しっかりと御支援を頂ければ有り難いなと思っております。

今、山本輸出・六次化推進室長からスタチの話が出たわけでございますけれども、本当に唯一の徳島のブランドだと思うわけでございます。安倍首相が自民党の大会に来て、徳島はカボスですよねと言われた。あれはわざとに言ったのか、よく分かりませんが、首相は分かってないのかなとも実は思ったわけですが。

徳島県以外でもスタチを作っているのかということで、2年ぐらい前の委員会でもお伺いしたと思っておりますけれど、例えば岡山県であったり香川県で点々と作られているようでございます。もう10年近く前になるかな、山形県のほうでみかんを植えているという話がありました。9月14日の全国農業新聞に、「地球温暖化と適応技術」という題で山形県がみかんを植えているという中で、スタチが有望品種だと言われていたのです。御存じのとおり地方創生で47都道府県が競争をしておるわけでございます。あそこはさくらんぼが非常にたくさん採れる産地でありますけれども、温暖化を見越して、その上にプラスしてカンキツを植えていこうと、その中で有望品種がスタチだったとこういうお話でございます。

これから徳島県は大丈夫なのかなということにもなるわけでございます。実はこの話、昨日知事さんとお会いして話している中で出てきました。山形県のほうへ視察に行ったときに夕食のタイのお刺身の上に輪切りにしたスタチがたくさん乗っていて、こちらから視察に行った人が、ありがとうございます、スタチを使っていたら、いやいや、これは自前でございましてという話だったと、昨日知事から聞かせていただいたわけでございます。本当にこれは、どういう格好でやっているのか分かりませんが、もし情報があれば教えていただきたいんです。山形県の話も教えていただきたいんです。

窪経営推進課長

寺井委員から山形県でスダチが栽培されているというお話がございました。果樹につきましては、常緑果樹、いわゆるカンキツ類を中心として常時葉っぱのあるものと落葉果樹、葉っぱが落ちるものと大きくこの二つに分かれてございます。

南のほうでは常緑果樹を作っているわけです。これは寒い所では作れませんが、山形県では栽培がされているということでございました。これにつきましては山形県の酒田の試験場のほうで平成26年、27年頃だったかと思うんですけれども、試験的にいろんな常緑果樹、カンキツ類を試しに植えてみて、その適応性を試験されたとお聞きしております。

その中でやはり寒さに弱いみかんは、適応性がないということになったわけですが、寒さに強い香酸カンキツ、ユズであったり、スダチであったりというのが残っておいて、今委員からお話があったように、その中でもスダチについては、試験的などころでは結実もし、地元の料理屋さんでも実際に使われたということをお聞きしているところでございます。

寺井委員

まだ面積的にも少ないようでございますけれども、これから先を見たら、特に施設園芸といいますか、施設の中で栽培するのは本当に可能でございますので、しかも新興産地というのは、徳島県の技術を全て勉強して更に積極的になる可能性がある。

我々、徳島県は本当にそれに対応していけるのかなという感じがするわけですが、この点についてはいかがですか。例えば高齢になってきて十分な管理ができていないというようなことじゃなくて、しっかりとサポートができているのかその辺をちょっと教えてください。

阿部もうかるブランド推進課長

本県の特産品であるスダチの生産振興の面で、県としてどのような対応というようなことかと考えております。

スダチにつきましては、全国で98%を超えるシェアを誇るということでございまして、本県を代表する特産品でございます。ただ、寺井委員がおっしゃったように生産されている方の年齢の問題でありますとか、昨今では夏場の早い時期に、特にうどんであるとか、おそばであるとかいろんな料理の中でスダチを搾って使っただけという新たな需要もあるということです。

スダチは、ハウススダチがあり、露地スダチがあり、貯蔵スダチがあるということで年間を通じて通年出荷できる体制を講じているところでございますが、どうしても年間通じてといたしましても、品的に薄いところ、場合によっては露地スダチということで一気に生産量が増えて値段が下がってしまうということがございます。そうした課題を解決しようということで、昨年からはスダチにつきましては、課題解決プログラムを作りまして、県それから生産者団体の皆さんにも入っていただきまして、プロジェクトチームを作っております。まずは年間を通じてできる限り、安定供給、値段の良い時期に有利な販売をできるように。それから労働力の確保という面でも若手の育成でありますとか、労働力を別のとこ

ろから供給できるようなことにつきましても、試験的に考えたりしているようなところでございます。本県を代表する特産品であるスタチの生産振興、労働力の確保、それからできる限りの有利販売の推進というようなところを一体的に取り組んでいるところでございます。

寺井委員

前向きに頑張ってもらっているそうでございますので安心はするわけでございますけれども、是非これからも支援をお願いしたいと思います。

ただ、先日も岡本委員が代表質問の中でみかんの話をされて、つい二、三日前にNHKのテレビでみかんの後継者といいますが、教育をやるという県の方針が出ているようでございます。詳しくでなくてもいいのですが、このあたりについて分かっていたら教えてほしいです。

窪経営推進課長

いわゆるカンキツ類でございますけれども、朝と昼にNHKのほうで御紹介を頂きました。岡本委員の御質問に知事が答弁をさせていただいたところでございます。特に南の中山間地域、それから吉野川の中流域にもございますけれども、ユズ、スタチ、ミカン、ユコウなどのカンキツ類は中山間地域で収益を支える重要な品目で、これまでも、これからもそうあるべきだという状況でございます。

その中で、産地の面積を見ますと栽培面積が、ほかの野菜類などに比べると減り方が厳しい状況にあるという現状になっております。産地を支えるためには、まずは実際に作ってくれる人材の育成が必要であると考えてございまして、カンキツ類を中心としたカンキツ人材の育成を図っていくということをまずもって取り組んでいきたいと考えているところでございます。

寺井委員

確か農林水産省が、果樹は中山間地域に多いのですけれども、平地に移植をして効率化というか生産性を高めたらというような方針が出ていると思います。徳島県も前からやっているというお話を聞いておりますけれども、是非そういうことも含めてしっかりと力を入れて行ってほしいなと思っておるところでございます。

山形県が40年後には温州みかんの栽培適地に入ると言われている中で、先を見ての行動があるわけです。テレビなんかを見ておきますと、御承知のとおり温暖化で岡山県とか愛媛県なんかで、民間の方がやっているわけですがけれども、バナナを作って1本1,000円で売っているとか、正に地方創生の中、47都道府県が競争状態に入っている中で、先を見て何か徳島もというふうなお考えはあるのでしょうか。

窪経営推進課長

気候変動が進んでいく中で、新たな徳島県としての取組についての御質問かと思いません。

気候変動、地球温暖化が進む中でマイナス面はもちろんございます。例えば、お米でござい

ざいますと、出穂期などの高温で白く濁る未熟粒の発生があるといったマイナス面がもちろんございます。また気温が高くなることで、新たなできる品目というのが当然出てくるということも想定をされるわけでございます。

そういった中で、今年度、石井町にある農林水産総合技術支援センターに国の地方創生拠点整備交付金を活用して、気候変動に対応した果樹栽培の研究施設の整備をしているところでございます。熱帯果樹をはじめとした果樹栽培技術の開発に取り組んでいくということを計画いたしております。気候変動で変わってくるいろいろな状況に対応した新たな品種の開発に、県だけでなく大学とか民間企業とも連携する中で取り組み、産地の一層の強化に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

寺井委員

果樹等々につきましては、この温暖化の中で前向きに取り組むということでございます。既に試験場でそれをやろうかということでございますので、是非期待をしていきたいと思っておりますのでございます。

御存じのとおり、農業は非常に厳しい。特に先ほども委員がおっしゃっていたようにTPPの問題であったり、EUとの問題、今度はアメリカと日本との貿易の問題でも農業が押し込まれるのじゃないかというような非常に不安もあるわけでございます。そんな中で、日本国民の食を供給する農業に是非しっかり支援をしていただきたいと心からお願いをいたしまして終わりとします。

原井委員

委員方の質問にもありましたようにTPP11をはじめ、農林水産業を囲む現状というのが非常に変化が激しいと認識しておるところでございます。また別の、農林水産業の新しい価値の創造という視点で、農林漁家民宿に非常に注目をしておりまして、その民宿の数字を見ておりますと平成20年、10年前は農林漁家民宿は4軒だったものが、現状では県内に50軒以上、特に徳島県西部を中心にそういった民宿が多くできているということで、それに伴って利用者数も右肩上がり非常に伸びているという数値を見させていただきました。

またそれに加えまして、正副委員長の地元では世界農業遺産に認定されまして、そういった追い風も吹いている中で、今後こういった民宿はまだまだ伸びる余地があるなど思っている次第でございます。改めて農林漁家民宿とはどういったものか質問させていただきます。

原ふるさと創造室長

ただいま、原井委員から、とくしま農林漁家民宿の取組について御質問を頂きました。

近年、中でも農山漁村におきましては日本ならではの伝統的な生活を体験しながら、その地域の人との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行、いわゆる農泊が注目されているところでございます。農家民宿につきましては、宿泊者に農業体験や漁業体験を提供しておりまして、都市と農山漁村の交流を推進する上で大変重要な役割が期待されているところでございます。

そこで本県では、農林漁業者が民宿を営み、宿泊者に農業体験等を提供することを要件といたしまして、客室延べ床面積が33平方メートル未満、それから定員が10名未満といった小規模な農家民宿をとくしま農林漁家民宿といたしまして開業を推進してまいりました。

そうしたところ、本年8月末現在の民宿の軒数につきましては、県内で先ほど委員のほうからもお話がありましたように51軒営業しているところでございまして、特に、にし阿波地域に6割が集積している状況であります。

原井委員

都会の方に徳島の自然であるとか風景であるとか地元の食材であるとか、またゆっくりした時間というのが非常に受けているんだなというふうに思う次第でございまして。先ほど原ふるさと創造室長から県としての支援ということでお話しいただきましたが、多分ほかにも幾つかそういった支援があると思いますが、その辺、もしありましたら教えてください。

原ふるさと創造室長

県としての支援という話でございました。

農林漁家民宿につきましてはパンフレット等で紹介したり、ホームページで紹介して側面的な支援はしてございます。

特にそこに何かお金を出したり、直接的に支援するというのではございませんが、とくしま農林漁家民宿といいますのが、本来より旅館業法とか食品衛生法の規制緩和といえますか要件緩和がなされまして非常に開業しやすいという、そういうところをもって県としては農山漁村地域にそういった農林漁家民宿を推進していくということで、支援といえますかPRをしているところでございます。

原井委員

今まで農家をやっていた方々が民宿を開かれるということで、やはり広報の面とかホームページでPRするとか、なかなか難しいところがあると思うのですが、多分県のほうでいろいろお話しいただいたように支援していただいているというふうに思います。

にし阿波地域、徳島県の西部でそういった民宿が多いので、多分外国人の宿泊者の方も増えているというふうに思うわけなんですけども、その辺が数字的に分かるものがありますか。

原ふるさと創造室長

ただいま、原井委員から外国人の宿泊者数について御質問がございました。

県内のとくしま農林漁家民宿における平成29年度の年間の宿泊者数は全体で3,713人でございまして、うち外国人の宿泊者数は593人といったところで率にして全体の16%を占めているところでございます。

原井委員

外国人の方々も含めて、まだまだPRして伸びる余地はあるというふうに認識をさせていただきました。

先般、経済委員会で穴吹町の農家レストラン風和里に行きました。口山の非常に山奥にあつて、地元というか自治会内で採れた野菜とかで料理を提供されているところがございますけれども、民宿とかが山奥で点在して増えていけば、そういったレストランとかも、点と点が線につながるような感じで、物産、お土産も含めて非常に相乗効果が起きるのではないかなというふうに思っておるわけでございます。プラスアルファ、都会からの移住を検討、考えている方にとっては農家民宿で1回泊ってみるというのは、移住を考える上での非常に大きなプラスになるかなというふうに思っている次第でございます。

今後、まだまだ伸びる余地があると思っておりますので、どんどん支援していただきたいと思うのですが、何かコメントがあれば頂けるでしょうか。

原ふるさと創造室長

原井委員から今後の取組ということでの御質問であったと思います。

とくしま農林漁家民宿につきましては、先ほどその割合がにし阿波で6割が開業されているというお話も申し上げましたが、県西部のみならず豊かな自然それから地域に根ざした伝統文化に恵まれた県下全域に、このとくしま農林漁家民宿が普及・拡大するよう更なる推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

それから、委員お話しの外国人観光客や都会の人が農山漁村地域を訪れまして農業体験を通じて自然と触れ合いながらゆったりとした時間の流れを満喫しようとする、そうした御希望に対応するために民宿開業後の支援としまして、外国人観光客の受入研修、それから農家民宿の従事者の能力向上セミナーなどを通じまして、とくしま農林漁家民宿の一層の魅力アップにつなげてまいりたいと考えております。

原井委員

最後に、前回の事前委員会のときに平成29年度の徳島県農林水産基本計画レポートというのが示されたわけがございますけれども、これは何も答弁は要りませんので、要望させていただきたいのですが、いろいろ数値目標を立てて、平成29年度の実績値が載っていたわけがございます。最終的には平成32年度の目標はこれだけですよということで載せているわけがございますけれども、累計でこれだけという部分と単年度でこれだけという部分とが結構混在していますね。丁寧に書いてくれているところは、累計これだけですよと書いてくれているんですけど、累計という数字が載っていなかったら、私もいろいろチェックする上で単年度の数なのか、これまでの累計の数なのかというところが分かりにくいんです。

ある数字で、担当の課長さんに聞いたところ、課長さん自身もちょっとそのところが分かっていなかったのもので、その辺を今一度整理していただいて、第三者が見ても分かりやすいように表示していただけたらとお願いして、終わりたいと思います。

岡本委員

寺井委員から、正に農業と水がいかに大事かということ、とうとうとお話しいただき

まして、有り難いなあと思っていますが、うちのほうも那賀川農地防災をしっかりと進めてほしいなと申し上げておきます。

質問は、岸本議員が本会議の一般質問で県土整備部の繰越しとかいろいろ言っていました。あれは、正に捉え方の問題であって、本来はちょっと違うかなと私は思っているのです。農林水産部だったらどうなのかという質問をしようと思っっているのですが、長くなるので、簡単にここだけ先に言うので、違う質問をしている間に考えてください。

要は、農林水産部で言うと公共事業の執行率です。2月に補正をしたでしょう、そのパーセントと当初のパーセントと額と両方。ちょっと違う質問をしているので考えておいて。

寺井委員からいろいろと言っていたのですが、NHKで放送があったのでたくさん問合せがあるんです。私の代表質問の知事の答弁の中で、関係市町村というのがありました。関係市町村というのは最大限どのくらいの、どことどこぐらい言えますか。

窪経営推進課長

人材育成を推進する中で、カンキツ人材の育成の協議会を設立して、その中で関係市町村、県が一丸となって、カンキツ産地の強化を図ってまいりたいと考えてございます。

ここで関係市町村についてなのですが、まずはカンキツが中心の勝浦町はもちろんなんですけれども、勝浦町のあたりの上勝町だったり、それから、こちらで言うと佐那河内村、神山町のスタチが中心のあたりだったり、ユズが中心の那賀町の丹生谷のほうであったりという所が中心となりながら、そのほかにもカンキツを栽培されている市町村がございまして、そういった所にもお声掛けをして、参加いただける所に参加いただいて、一緒になってやっていただきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

岡本委員

テレビに出たんで、声を掛けてあげて。いいことなんやけどね。

本会議の代表質問に出たとき、ちょっと分かりにくかったと思うんですが、旧果樹研究所は今、電気も切っているんです。これは私と知事の話なんだけど、例えば2億円か3億円か掛けて、壊して売るという方法が一つあるよね。でも、同じお金だったら、その金を入れてリニューアルをして、ちゃんとやったら人材がいっぱい育成できるということで急転換して、ああいう答弁になりました。ここでないと言にくいので。

そんなことで、本会議でちらっと言ったけど、例えば、今回台風第21号の被害報告にみかんの枝折れと書いてある。被害額は書いてないのだけど20ヘクタール、山林の倒木が3ヘクタールで100万円。9月20日現在になっているけど、そんなことないと思う。流木も杉本委員が違うと言っているから違うと思う。

みかんは間違いなくこんなものではない。山林の倒木もこんなもんじゃない。この山林の捉え方は、おかしい。至る所で木が倒れて神社のもいっぱい倒れて、みんな困っています。今回は普通の林道とか農道が崩れたというんじゃない。風が強かったでしょう、本当に想定外の災害がいっぱい出ているのよ。

9月20日現在だからもう答弁はいいですが、これはもっと調べてください。まだまだある、こんなものではない。

農業被害や林業被害は、農道とか林道は多分こんなものだと思います。それはちゃんとしていると思います。今までもそうですのでちゃんとできていると思います。みかんの枝折れとかナシの落果とか山林の倒木というのは、余りやっていないと思います。全く数字が少ないと思うので、もうちょっとちゃんとしっかり調べて。対応が大事なんで共済金の早期支払とか、ちゃんと対応してくださいね。

吉田農林水産政策課長

ただいま、岡本委員から農業被害等の調査について、もっとしっかりと取り組むべきではないかという御提言を頂きました。

これまでも県といたしましては台風が通過し、安全が確保された後、関係機関、また県の職員が自ら現地に赴きまして、農家の方々等からの被害状況等聞き取りしながら積み上げてきた数字でございまして、現状、中間報告という形で、本日、御報告させていただいたところでございます。更に調査に取り組みまして、確報を取りまとめ次第、御報告させていただきたいと考えてございます。

岡本委員

とりあえず今、来た台風の方はちゃんと把握してください。次はどういう台風か分からないので。でも、また倒れると思います。

もう一つは、この委員会では、ターンテーブルはどういう状況であってもずっと各議会ごとに報告したほうが良いと思います。今回はなかったけど、一つの大事な関心事だから、ちゃんと報告したほうが良いと思います。それで、さっきの質問なのですが、いける範囲でいいので、県土整備部でああいう質問があったんだけど、直近で、今年の補正の分と当初の分で執行率と額と。

柏谷農山漁村振興課長

岡本委員から、2月補正と現年の執行率及び金額についての質問がございました。

まず執行率でございまして、2月補正につきましては73.4%。これは8月末現在でございまして、現年の当初予算につきましては33.9%でございまして、合わせて、いわゆる14か月予算としましては41.8%となっております。

次に金額でございまして、まず2月補正の執行額につきましては13億4,176万5,000円、続きまして当初予算につきましては24億8,704万6,000円、合わせまして38億2,881万1,000円となっております。

岡本委員

とても少ないです。2月補正の分は73.4%で、よくいっているんですね。でも当初の分が33.9%というのは言いにくい数字なんです。トータルしても8月末で50%を切っている。県土整備部も同じなんですけどね。この前の本会議で言ったのは、そんなこともろもろ含めて11月補正と骨格予算に向かっていかなければいけないんじゃないですか。

一番よく分かっていると思いますが、9月、10月に執行率を上げる努力をしないといけない。災害からいっぱいあるんですよ。これも部長にお答えいただかなければ仕方ないで

すけどね。

予算はしっかり対応していかないと。当然、農林水産部も今回使うはずですから、災害関連予算をどうするかと聞こうと思ったんだけど。

川合農林水産部長

ただいま、岡本委員から、農林水産関連の公共予算の執行、それから今後の姿勢ということで、御質問を頂きました。

本年の場合には、先ほどからお話も出ておりますように、豪雨、それから台風ということで、県全体に被害が出ております。これについてはとにかく1日も早く復旧、復興を図って、地域の産業をしっかりと振興していかなければいけないですし、また、県民の皆様方の安全安心を確保していかなければいけない部分でございます。それをまずしっかりやっていくということ、努めていきたいと思っております。

それから、通常の前算でございますけれども、農林水産、特に農業関係の場合には、どうしても上半期はかんがい期ということもございまして。そういった部分で、前半戦に手を付け難い部分もございまして。

しかし、取り入れも終わっておりますので、正に委員御指摘のように、これからしっかりと精力的に加速化して、こういった前算をしっかりと使って、地域の産業振興、そして農林水産業全体の競争力、正に先ほどもございましたけれども、競争力の強化の効果を発揮していけるように、しっかりと努めてまいりたいと思っております。

南副委員長

先日の本会議で質問させていただきました、にし阿波地域の活性化に向けた地域農業の保全と次世代への継承について、もう少し詳しく聞きたいと思っております。

知事から御答弁を頂き、私からもコメントさせていただきましたが、世界農業遺産に認定されたからといって傾斜地農業の経営が楽になるわけではなく、むしろいつまで存続できるのかという部分に責任が湧いてきたなというところで、地域のみんが存続できるという部分に対して、非常に危惧をしているところであります。

今後、世界農業遺産という大きな看板を利用しながら、傾斜地農業を保全・継承していくための人材の育成や所得確保にどう取り組むのか、もう少し詳しくお教えてください。

原ふるさと創造室長

ただいま、南副委員長から傾斜地農業を保全・継承していく取組について、もう少し詳しく教えてほしいとの御質問を頂きました。

まず、地域を担う人材育成といたしましては、移住希望者や傾斜地農業、それから田舎暮らしに関心を持つ方々に対する就農相談、それから技術や経営情報の提供、営農技術の習得などの支援を行うとともに、次代を担う児童生徒を対象としました取組としまして、小学生に対する農業体験学習、それから中学生への教育読本の配付などによりまして、傾斜地農業を学習する機会を提供し、地域に誇りと愛着を持った将来の担い手を育成してまいりたいと考えております。

また、所得の確保につきましては、今後も更に外国人観光客の増加が期待されます、に

し阿波地域の強みを生かしまして、先ほど、原井委員のほうからもお話しいただきました農業以外の所得として有望な農家民宿とその誘客促進に取り組みまして、農業者の更なる所得確保につなげてまいりたいと考えております。

南副委員長

人材育成というのが全国的な問題でもあって、急に解決する方法というのは、なかなかないわけですが、所得の向上があると大分、緩和されるというか後継者が現れやすいかなというような中で、先ほど農家民宿の誘客促進に取り組むとの答えがあったのですけれども、私も農家らしさとか、田舎らしさを味わうことができる農家民宿に対して所得の確保につながる有効な手段と考えておりまして、誘客促進に関する県の取組についてももう少し具体的に教えてください。

原ふるさと創造室長

南副委員長から誘客促進の取組について詳しくという御質問でございます。

農業体験、農村生活、郷土料理など農村ならではの魅力を満喫できます農家民宿につきましては、開業を検討している農林漁業者を対象としました開業支援セミナーをはじめ、既に開業している方々につきましては、外国人観光客それから都市住民に好まれる農業体験や郷土料理を学ぶスキルアップセミナー、それから簡単な英会話、外国人の生活習慣などを学びまして、外国人観光客への対応能力を向上させる外国人観光客受入研修会など、利用者の満足度向上に努めているところでございます。

また、四国四県が連携して都市と農村の交流に取り組む四国グリーンツーリズム推進協議会におきましても四国内で88か所を登録した農家民宿や体験ツアーを巡ります「思いっきり四国！88癒やしの旅。キャンペーン」を実施しておりますが、この中で今回新たにSNSを活用した効果的な情報発信に取り組んでいるところでございます。

今後とも、世界農業遺産を契機にこうした取組に更なる改善を加えながら、農山漁村全体の誘客促進、リピーターの確保につなげてまいりたいと考えております。

南副委員長

原井委員からも同じような質問の中で、本当に情報発信とかそういう部分が非常に大事であります。

その中で、地域の農業の特性、元々どうだったかという部分も非常に大事だと思っているんです。私が大学を卒業して帰った頃には、一部の農家ですけど、一字の農家が結構裕福だったのです。それはゼンマイを栽培していた。ゼンマイってどうやって増やすか分かりますか。種なんか出ませんから増えないのです。胞子がどこへ飛んでいくか見えませんし、農家の技術でそれを増やすというのはなかなかできない。山に自生している株を、多分、土ごと持って帰って自分の山に植えていくのです。

そんなゼンマイ山があっちもこっちにもある。僕が大学を卒業した頃にあった。それを移植するにはすごく手間が掛かっていた、すごい苦労してきたんだと。そういう中で収穫時期が来て採っておったら、ちょっと肥料もやっているかも知れませんが、当時はすごく良い収入になるという話でした。

それが中国産のゼンマイがどんどん入ってきて、今は大分廃れてしまったのですが、それでも今でも頑張っている農家はある。ゼンマイって普通の日本人が余り食べないものですよ。中華料理の高級食材とは言われていますけど、中華料理にもゼンマイの入ったおいしい料理を食べたことがないので、なかなかキラコンテンツにしづらいですけど、そうやって苦労してそこにゼンマイ畑がある。ゼンマイのように普通、畑にできないやつを畑にするという部分とか、あと、最近といってもここ10年か20年ぐらい、友達がゴールドデンウィーク頃になるとコシアブラという山菜を採ってきて、天ぷらにして毎年食べる会をやっていたのですが、お世話してくれる方が亡くなって最近では食べてないですけど、年に1回、2回食べたいなという気持ちはある。そういうのもゼンマイみたいにどこかに誰かきっちり植えて栽培したら、特産品になるのではないかなというふうな考えを持っている。今あるものも大事だけど、新しく作ることも大事なのではないかと思っています。

本来、傾斜地というのがキーワードにはなるのですが、傾斜地にこだわらなくてもそこで、その地域で採れる全て、傾斜地農耕システムの世界農業遺産の認定はその地域全体の文化を含めての認定ですので、元々そういうのを有り難がって食べるという文化も含めて発信をしていってほしいなど。

世界農業遺産の認定というのは、ゴールではなくてスタートですから、普通に農家民宿をやってもなかなか目に付きにくいですが、そういう看板があることで人を呼び込みやすいと私は思っております。

県南は県南でまた良い看板が作れると思いますし、すばらしい景色もあります。県の地域の宝を大事にして全体を活性化することをお願いいたしまして質問を終わります。

川合農林水産部長

南副委員長から、今般のにし阿波の世界農業遺産を一つの看板として、今後しっかりと取り組んでいくようにという御提案を頂戴しました。

先ほど来、担当のほうからも御答弁申し上げましたように、にし阿波地域ではこれが非常に大きな一つの契機でございます。

それから県内には各地に、正に徳島県の資源と言いますか宝といったものがたくさんあると思います。そういう意味で地域の資源、今、食のお話もございました。伝統文化、それから昔からの郷土食、こういったものがたくさんあると思っています。県民の皆様が食されることはもちろんでございますけれども、これを是非、県外それから今、インバウンドが増えている中で国外にもしっかりと発信をして、こういった資源を有効に活用しながら本県の農林水産業の活性化それから地域の振興につなげてまいりたいと思います。しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

来代委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第14号

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

次にお諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定をいたしました。

次に、当委員会の後期の県内視察についてでございますが、10月22日に県南部において、農業を活用した地域活性化に関する意見交換会や企業誘致に関する調査のため、関係施設を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（12時29分）